

# 明治期の甲府郵便局と通信日付印の変遷

林 一 郎

## はじめに

我国の近代郵便は、明治四年三月一日、東海道沿いの東京大阪間にその取扱が開始され、順次その取扱地域が拡大されて山梨県下にもこの新式郵便が実施されることとなる。ところがこの甲府における郵便開始の時期については、四年一二月とするものと五年七月をそれにあてるものとの両説<sup>(1)</sup>があつたが四年一二月の開設を正とするものが近年定説化されて來てゐる。これについて資料にもとづき論

するとともに明治期の甲府郵便局の変遷と同局の通信日付印について述べようとするものである。

なお通信日付印の変遷については、従来、この分野は切手収集の好家のものであつたが、これを史学的に整理論究することにより郵便史の一分野の地位を確立することができるのであり、又資料の年代判定の一つとして活用することができる。明治以降の資料調査の際に郵便物が出て来る場合、年月日の記載があれば年代判定もでき得るが、無記載のときは通信文の内容、さらにはその郵便物に押されている日付印等によって判断することとなり、郵便日付印の型

式を一応識ることにより年代判定が容易となる場合もある。また明治初期の郵便日付印は、各取扱所で作成したためその使用状況も不明なものが多く、実際に使用された郵便物よりその使用例を記録し編年してゆくより方法が無い。今回、現在判明している甲府郵便局の通信日付印の変遷を記録にとどめ、年代判定に資するとともに新資料の発見を期待するものである。

## 甲府郵便局のあゆみ

『飛脚便ヲ可成丈簡便自在ニ致シ候儀公事ハ勿論士民私用向ニ至ル迄世上ノ交ニ於テ切要ノ事ニ候處是迄商家ニ相任せ置候ヨリ書状ノ届方兎角ニ日限相後レ其遲滯ノ甚シキハ僅數十里ノ道法ニテ十日餘モ相掛リ或ハ終ニ達セサルノ掛念モ有之殊ニ急便ニハ賃錢高值ニテ貧窮ノ者共遠国近在互ニ其情ヲ通シ兼且四方ノ安否物ノ相場等モ急速ニ不相分ヨリ道路不取留風説ニ惑ヒ候者モ不少哉ニ相聞エ不便ノ事ニ候依之追々諸街道へ編ク飛脚ノ御仕法被為立遠近ノ人情ヲ通シ四方ノ模様モ急速相分リ上下一般急便ノ書通自由ニ出来為致候御趣意ニテ先試ノ為メ來ル三月朔日ヨリ京都迄三十六時大阪迄三十九

時限ノ飛脚毎日御差立両地ハ勿論東海道筋駅々四五里四方ノ村々並  
勢州美濃路モ右幸便ヲ以相達シ候様ノ御仕法相成候條其意ヲ得書狀  
差出心得書ノ通可致事』これは明治四年（一八七一）正月二四  
日付の郵便創業に関する太政官布告の前文である。そして新式郵便  
は三月一日に東海道筋に開始される。さらに同年七月一五日からは、  
東京横浜間に郵便が開始されるに際し、横浜から武州原町田（六里）、  
八王子（一二里）、川越（二〇里）、上州桐生（三三里）、高崎  
(三六里)、富岡（四一里八町）、甲州甲府（三六里）、信州上田  
(五七里)の各地へ別仕立郵便がはじめられた。開港地横浜と上記  
各地は日本のシルクロードと呼ばれる生糸の送られた道でもあり、  
この道に郵便がはじめられた点に特徴がある。この四年七月の横浜  
甲府間の郵便取扱開始が新式郵便に甲府が出現する最初であるが  
この時の郵便は横浜局に郵便物が差し出されると特別に人足を出し  
て甲府迄配達する二云うもので甲府には郵便を扱うところは無かつ  
たので一方的な通信形態であった。特別に人足を仕立てるところか  
ら別仕立郵便と呼ばれ、横浜甲府間三六里信書一通二貫六百文と  
云う料金であった。當時実際に送られた郵便物は現在未発見である。  
信書を差出し、配達することのできる郵便取扱所が甲府に出現する  
のはこれから五ヶ月後の明治四年一二月になつてからである。東海  
道大阪までの郵便線路は山陽道を通つて長崎迄延長されるのにあた  
り、東海道吉原駅より甲府柳町駅まで郵便枝道（支線）が開設され、  
これに先立ち、山梨県庁よりつぎの布達が出された。

『今般東京ヨリ東海道筋長崎迄郵便開被仰出候 右東海道筋最寄  
三十里之場所エ枝道郵便開付甲府柳町駅エ右取扱所ヲ設ケ東海道  
吉原駅エ便達之積當月十六日ヲ初トシテ月々一六之日ヲ發途ニ取極

右柳町加藤源六郎ニ取扱申付 郵便賃錢切手同人方ニ而売下候答候  
条東京并西京大阪其他同道中筋近傍エ書狀其外差出度候者ハ一六日  
前日夕七時迄ニ柳町取扱所郵便書狀箱エ可差入 右者海内一般御開  
ニ相成候趣意ニ而至極弁理之儀ニ付聊無懸念 別紙規則之通相心得  
郵便ヲ以而書簡其ノ外往復可致候

辛未年十二月七日 山梨県庁』

（以下郵便規則略）

これにより、甲府柳町二二番地（現在の甲府市中央四丁目四番、  
柳町大神宮の西側）の從来の柳町問屋に同問屋役であつた加藤源六  
郎を郵便取扱人として甲府郵便取扱所が開設されたのである。これ  
が甲府郵便局のはじまりである。なお甲府吉原間の郵便は、記録が  
残つてないので確実なことは判らないが中道往還を通つていたと  
推定される。

明治五年（一八七二）五月になると信書の通送は政府の専掌とな  
り、徳川時代二百年の歴史を持つ飛脚屋は小荷物の通送のみを業と  
する運輸機構である陸運会社へと移行する。

同年七月一日からは、国内一般諸道に郵便を開くこととなり、甲  
州道沿いに山梨県下に上野原、鳥沢、初狩、勝沼、石和の五ヶ所と  
市川、谷村の二ヶ所、計七ヶ所に郵便取扱所が設けられ、甲府郵便  
取扱所は甲府郵便役所に昇格した。

山梨県立図書館蔵若尾資料の中に『郵便電信資料』と題する冊子  
がある。（『交通第五号九冊之内七』と朱書）この最後に甲府郵便  
局の野紙九枚に書かれた無題の記録が綴られている。これには『第  
一 局の來歴 明治五年七月一日始メテ郵便役所ヲ甲府柳町二十二  
番地ニ置カル』また『第二 事業 明治五年七月一日初メテ郵便事

務ヲ開始セラル』と記録されている。これは各郵便局に保管されているその局の主要事項を記録した『局概要書』より抜き書き記載したもので、内容等から大正六年頃のものと推定されるが、この局概要書を根本資料として使用すれば甲府郵便取扱所の部分が削除され、甲府郵便役所に昇格した明治五年七月一日をもって甲府における郵便取扱開始の日とすることとなつてしまふ。明治四年一二月に柳町に郵便取扱所が設置され、郵便の取扱の多少にかかわらず業務が行われたのであるから、この明治五年七月一日を甲府郵便局の日とするのは誤りである。

明治六年六月には甲府から上諭訪まで郵便が開かれ、甲州道中全域に郵便線路が通ることとなる。

『今般甲府柳町駅より信州上諭訪迄郵便相開き毎月彼の地より三日、当地より八の日を以往復候條信書差出方之儀は都而郵便規則に照準いた志各地取扱所へ可差出事 但台ヶ原葦崎の兩駅江更に取扱所可相設候事

右之趣管内無渉相達候者也

明治六年六月十八日 山梨県権令藤村紫朗

統いて翌明治七年五月一日には甲府より東海道興津間に郵便線路が開かれ、富士川沿いに郵便取扱所が設置された。

『今般甲府柳町駅より東海道興津迄郵便相開き別紙駅々江取扱所を設け、毎月彼の地より二、四、七、九、の日当地より三、八、五、十の日を以往復候條信書其外共差出方の儀は都而郵便規則ニ照準致志最寄取扱所へ可差出事 右の趣管内無渉相達者也

明治七年五月十二日 山梨県権令藤村紫朗

鰍沢駅、八日市場駅、相又駅、南部駅、万沢駅』

さらに明治七年七月一日には山梨県下主要各地三七ヶ所に取扱所が設置され、合計五一ヶ所の郵便取扱所と甲府郵便役所一ヶ所を数えることとなる。この郵便役所、取扱所の名称は明治八年（一八七五）一月からすべて郵便局と呼ばれることとなり現在に至つてゐる。以下年を追つて甲府郵便局の変遷をみてみる。

明治八年一月 郵便為替業務取扱開始、同九年三月 甲府局で郵便貯金業務取扱開始、明治一〇年三月 局舎を柳町より常盤町新四番地に移転、一年九月 局舎を八日町二五番地に移転、明治一二年六月 東京四谷から甲府まで電信線架設され甲府で電信業務を開始する。常盤町に甲府電信分局が設置される。

明治一三年五月、明治天皇山梨県下ご巡幸に際し、甲府より長野県まで電信線延長、明治一五年（一八八二）一二月 郵便条例を制定し、遠近均一料金制となる。これは、明治六年（一八七三）に公布され毎年の様に改定されてきた郵便規則を大幅に改正して郵便事業の基礎法令の基礎としようとするもので、翌明治一六年一月より実施された。従来書状の基本料金二匁まで二銭、ただし市内郵便とも云える同一局地内を相互に発着するものは半額の一銭、また局のない在所へ配達する場合は別仕立てとして追加料金が必要などと云うものを全国距離に関係なく一率の二匁まで二銭とするなど今日の郵便法に近づいた体制が定められた。これとともに明治一六年三月には駅通区編成法が制定されてこれまで各県の県庁郵便掛が担当していた郵便事業の指導監督を中央の駅通局（郵政省の前身）が直接行うことに改め、創業以来、政府と各県の二本立てで行われていた郵便事業の指導監督は山梨県の手をはなれ、中央政府によつて行われることとなつた。山梨県では、これに先立つ明治一五年（一八

八二) 六月に県令藤村紫朗名で県下各郵便局の集配受持ち区域が定められている。

『当管内各郵便局市内外区別及し郵便投書幽設置之箇所別表之通相定メ来ル七月一日ヨリ施行候條此旨告示候事 但本文新置ニ係ル郵便幽ハ各村役場前ニ設置ノ筈ニ候條通常郵便物ハ各自適宜ニ右兩方

市内町村名	市外村名	郡名	局名
梨	山	西	甲△府
元柳	錦○常盤 ○泉	桜 若松	錦○常盤 弥生
元城屋	花園	紅梅 水門	境 春日
元連雀	習柳	橘	朝日
新紺屋	桶屋	梅	日向
元連雀	富士川○山田	○住吉○山	○遠光
横田	八日	城○朝井○	塩部
元連雀	三日	国里○清田	稻門
元連雀	穴山	○千塚○千	ノ内○遠光
元連雀	魚○	代田	寺朝氣
元連雀	金手	飯沼ノ内○	
元連雀	城屋	上飯田	
元連雀	下一条○和田平	西	
元連雀	上		
新紺屋	大宮○里垣		
横田	青沼		
細工	相川ノ内		
下積翠寺	上積翠寺		

ヘ投入スヘシ

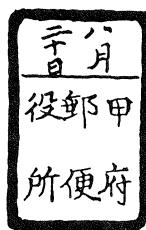
明治十五年六月廿八日

明治十五年六月廿八日  
山梨県令藤村紫阳

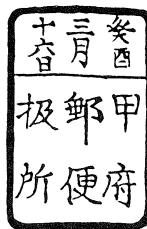
別表 山梨県各郵便局市内外区分別表  
表中○ハ投書函設置セシ町村ニシテ△ヲ付セシハ為換金取扱局  
ノ印トス

局名	郡名	市内町村名	市外村名
		大工 ○豎 元緑 元穴山 久保 新柳 白木 袋 御崎 元 三日 廣小路 八幡 疊 手子 (以上町) 稲門ノ内代官 三吉 蔵田 深町 湯田 宮前 相川ノ内納戸 相川 横沢 飯沼ノ内甘人 新青沼 田町 穴切 百石 新町	塚原 小松 和田 ○古府 岩窪

甲府郵便局の日付印変遷図



1



2



3



4



5

明治  
六年十一月三日



7



8



9



10



11



12



13



14

## 郵便函 郵便ポストのこと

### 通信日付印のうつりかわり

市内・市外 郵便局の集配方法は、その受持区域の広狭に応じていくつかの区画を作り、それぞれに集配人を配置するが、人口稠密な地区は郵便の量も増え、取集めや配達の回数も多くなる。この取扱回数により郵便市内区、市外区と区別する。これは行政区の市内、市外とは異なる。

明治一八年（一八八五）五月 局舎を柳町二丁目三九番地に移転、この年一二月に駅逓局は通信省となる。明治一九年六月郵便市内区の集配回数を四回とする。明治二二年（一八八九）七月 甲府電信分局を併局して甲府郵便電信局と改称、この年、甲府に市制施行される。明治二三年二月 局舎を八日町三一番地（現中央三丁目一一番一二号）に移転する。木造瓦葺二階建てで外壁は下見板張りベンキ仕上げと云う洋風建築で大正一二年の関東大震災には屋根や外壁に損害があつたが昭和六年まで八日町通りで使用されていたため、明治大正生れの方で記憶されている人も多い。明治三六年一二月通信官署改正により甲府郵便電信局は再び甲府郵便局と改称する。明治三九年一〇月電話交換事務開始、またこの頃より甲府市内に丸型の赤いポストが設置される。その後、甲府局は昭和六年（一九三一）三月 錦町一番地（現中央一丁目一八番）に鉄筋コンクリート二階建の近代建築が落成したので移転、甲府空襲にも焼け残り、敗戦を迎えるが甲府市復興に大きな功績をあげ局舎狭いの為に昭和四九年（一九七四）太田町六番一〇号に局舎を新築移転し現在に至っている。なお錦町の旧局舎は甲府市役所の庁舎として活用されている。

一般にスタンプと呼ばれて郵便物に押されている印は、正式には『通信日付印』と称される。郵趣家は『郵便印』とも呼ぶ。当初は郵便切手の再用を防ぐためのものであったのが、発信局や年月日を明確にする必要から、数度にわたる変遷を経て現行の型となつてゐる。

明治初期の通信日付印は各郵便役所、取扱所が独自で印を作成したためバラエティに富んだものとなつてゐる。取扱量も少なかつたこともあり、切手を消すための印（抹消印と云う）と発信局を示す印（差立証示印と云う）の複数の郵便印を使用した局が多い。また証示印は郵便物が中継局（例えは東京—甲府—鰍沢と経由したとき、甲府局は中継局となる）を経た時には中継証示印として郵便物に押され、目的に到着したときには到着証示印あるいは配達証示印として押印される。したがつて明治期の郵便物をみると一通の郵便物にいくつもの郵便印が押されている。差立局印はどれか、中継印があるかないか、到着印はどれかとみて行くとその郵便物の通送経路、年月日も判明できる。

現在、判明している甲府郵便局使用の通信日付印の最古のものは図1のものである。これは、明治五年八月二〇日の日付で甲府に到着した郵便物に到着証示印として押されたものでこれ一点のみの報告であるため詳細は不明である。年数字無し、八月二〇日は筆書きとなつてゐる。

五年一月六日には図2の型式のものが使われてゐる。図1と異なるのは年が干支で証示され、年月日が差替え式のものとなり、名

称は甲府郵便役所でなく甲府郵便扱所となつてゐる。これは到着証示印として押されている他に五点ほどのデーターの発表がある。切手を消すための抹消印としては図3のものが使われてゐる。甲府の文字は検査の二字が入る。現存するものでこの印はつきりと押された郵便物が未発見であるのは残念である。この地名入検査済印は、東海道沿線の郵便取扱所や、明治五年頃迄に開設された各役取扱所で使用しているので、甲府の場合も図3で切手を消し、図2を差立証示印として使用して來たが、明治五年七月甲府郵便役所となるにおよび図1のものを使用したが年の表示がなく、また月日の表示もなんらかの事由から手書きとなつたため、とりあえず開業時から使用している図2のものを使用したのではないかと推定する。なおこの印の使用は六年四月四日が最新データーとなつてゐる。

同年四月二十四日には図4の印が使われてゐる。これは年表示が干支でなく明治〇年となり、甲州、甲府、中央部に郵便役所と表示されている。これも証示印として使用され、六年七月二十四日が最新データである。抹消印として使われて來た図3の甲府検査済印は印自体も大型で押しづらかつたためか、データーの多く残つてゐる横浜では上部の地名と検の字のみを押す様にした、いわゆる『頭消し』といわれる消印方法を行なつたり、東海道興津では地名と検の字を残して短く切断したものを使用したりした。そこで甲府においても図5の様に切手一枚分の大きさに『甲府検』と表示した抹消印を使用した。データーとしては明治六年七月二十四日、図4の印とともに押された郵便物が残つてゐる。

明治六年一一月三日には図6の明治、年、月、日と表示した日付専門の印が使用されている。これは中継証示印として押されているのが現状である。山梨県下では次の五ヶ所において使用された郵便物が残つてゐる。

甲府において最初に使用される二重丸印は図8の型式のもの、中心に『甲府』、その上部に国名の『甲斐』、続いて郡名の『山梨』、以下月、日を表示してゐる。使用期間は、明治七年一〇月から明治一二年一〇月二〇日迄の使用データーがある。

これとともに切手を抹消する専用印が全国主要街道沿いの局で使用された。この使用基準、使用局等は関東大震災で通信省が罹災したため関係資料が無く、残された郵便物等により郵趣家が調べてゐるのが現状である。山梨県下では次の五ヶ所において使用された

ので抹消印あるいは差立証示印としてどの印が使用されたかはわからぬが、抹消印として図5の『甲府検』印と、年月日の表示に図6のものが使われ、図4の印は使用をやめたものと思われる。

明治七年三月には図7のような丸型の郵便印が使われる。二重丸の中心に『甲州』、外周円内に『甲府郵便役所』と入つてゐる。残つてゐる郵便物をみると、この印で切手を消す抹消印、中継証示印、到着印の三役をこなしてゐる場合が多いので現代の通信日付印と同様な役割をもつ印に近くなつて來てゐる。残されたデーターも多く、七年六月迄使われてゐる。

明治七年一〇月になると甲府において最初の官給品である通信日付印が使用される。これは同心円の二重円の内円に局名、外円に国名、郡名、月、日等を表示した全国統一型式の印である。円環は黄銅製、文字は水牛を使つたもので棒状の印である。東京大阪等の大局では年号表示がされているが、中等以下の使用局では年号が省略されているため、この日付印が押されても年号の判定に苦労する印となつてゐる。日付印の型から郵趣家はこれを二重丸印と呼んでゐる。

甲斐国の割当符号は『チ』、その番号割りの根拠は不明である。チ第壱号甲府、チ第貳号鳥沢、チ第参考初狩、チ第四号上谷、チ第五号勝沼、チ第六号石和、チ第七号市川大門、チ第八号上野原、チ第九号韋崎、チ第一〇号台ヶ原、チ一号万沢、チ一二号相又、チ一三号鰐沢、チ一四号南部、チ一五号八日市場となつてある。郵趣家ではこの印を記号入番号消印、略して記番印と呼んでいる。図9がその記番印甲府局のものである。明治七年一二月一七日より、中途使用しない時期を含め、最終データは明治一二年一〇月二四日となつてある。

明治一一年（一八七八）一二月一九日、郡区町村編成法により、

従来の四郡が九郡となり、甲府は山梨郡から西山梨郡となる。これにともない甲府郵便局の日付印も山梨の表示を西山梨と改めた。図10がそれである。明治一二年一〇月三一日より明治一六年一〇月迄の使用データがある。

明治一六年末期には、従来の郡名を除き、時間表示とも云える便号を入れた日付印が使用される。これは山梨県下においても郵便物の取扱量の多い局で使用されている。図11がそれで、国名、月、日、そして便号が『ひらがな』で表示されている。データーとしては、明治一六年一二月一五日より一九年二月一日まで使用されている。

明治一九年（一八八六）三月になると、甲府局では年号、便号の表示された印が使われる。これは、明治七年以來表示されて来た国名を除き、そこに年号を入れたもので山梨県下では甲府局のみの使用である。図12の如く、年号、月、日、そして便号が図11の『ひらがな』から『カタカナ』へと移っている。この印は当初、切手を消す抹消印と証示印としても使用されていたが、全国主要局で現在、

郵趣家が『押太印一ボタ印』と呼んでいる抹消専用の印が使用されるとともに証示印的性格を持つ日付印となつた。

局名の一字を小判型の印額に彫り込んだユニークなこの印は、横浜は『Y』、大阪『0』、静岡『シツ』、長野『ナノ』、宮崎『ミ』の如く英字、カタカナ、漢字等で表示されている。甲府局は甲府の『甲』を使つた。この印は図12の印と連結しており、切手を消印すると自然に証示印としての図12の印が押される様になつてある。図12は押印された状態であり、郵趣家はこの印を下駄印とも呼んでいる。データーは明治一九年一〇月一〇日より二一年八月三一日までとなつてある。

明治二一年九月一日から通信省では全国一齊に新型式の通信日付印を使用することとした。図13がそれである。形態から郵趣家はこれを丸一型日付印と呼ぶ、円型の上部を横に区切つて国名、局名、下欄には年、月、日、最下欄に便号が入つていて。甲府局においても二年九月一日より使用を開始、初めはトビ印の肉汁を使用したが後黒印となつた。便号はイ便からチ便まである。

明治三八年（一九〇五）六月には『通信日付印規定』が制定され、通信日付印の基礎法が定まつた。これにもとづき図13の丸一型日付印は図14の様に郵趣家が『櫛型印』と呼んでいる型式に改まる。甲府局でこの印が使用されるのは明治三九年一月以降のことである。円を三分割して上欄に局名、中欄は年月日、下欄はその日付印の使用時刻を表示したものが基本型である。当時の甲府局は二等局であったので時間帯は五一七、七一九、九一一の如く二時間区切りとなつていて。この日付印の型式は、時刻表示の改正、（現在は全国統一の〇一八、八一二、一二一八、一八一二四の二四時間表示）局

名表示を右書きより左書きに改める等の改正があつたが基本的にはこの型式が昭和六一年四月まで踏襲されるのである。

### 注

(1) 諸書に記載された甲府郵便局の開局時期を発刊順に記すと次のとおりとなる。

○甲府略志 大正七年 甲府市役所編 第八章交通 第三節

明治大正時代 「郵便電信電話」 明治五年七月、甲府郵便所を設け、東京甲府間の郵便取扱を開始す。是より先甲府横浜、甲府吉原間に郵便法の設あり」

○甲府市制六〇年誌 昭和二四年 甲府市役所編 第一〇章  
土木及び交通 第七節通信

「(略) 甲府では翌五年七月一日、勝沼、上野原等と共に郵便役所を柳町十二番地におき、その事務を開始したのが始めであるが(以下略)」

○山梨県政六〇年史 昭和二七年 山梨県編 山梨県総合年表 「明治五年七月 甲府に郵便事務はじまる。」

○甲府郵便局八〇年史 昭和三〇年 刊行会

例言 「一、昭和二十七年七月一日、甲府郵便局は創業八十周年を迎えたが、その歴史は明治五年七月一日にさかのぼる。(以下略)」

○甲府市史 昭和三九年 甲府市役所編 第一七章交通・通信 第三節通信

「(略) 同年十一月、東海道吉原駅から甲府にいたる枝道郵便も開かれ、柳町二十二番地に郵便取扱所が設けられ、同

年七月一日 新式郵便甲府—東京間正式開通、柳町二二番地に甲府郵便取扱所設置」

町加藤源六郎が取扱人を命ぜられた。また、翌五年七月には東京・甲府の各宿駅間に郵便線路が開かれ、從前の柳町の郵便取扱所を甲府郵便役所に切り替え、加藤が初代の郵便取扱人に任命された。これが本県最初の郵便役所であった。(略)」

○山梨百科事典 昭和四七年 山梨日日新聞社発刊 「甲府郵便役所(略) 同年十二月には東海道吉原—甲府間の支線が開設され、柳町の加藤源六郎方を郵便取り扱い所とし、切手を売りさばかせた。(中略) 翌年七月一日には東京甲府間の各宿駅に郵便路線が開かれ、柳町の取り扱い所は正式に甲府郵便役所となり、加藤が初代の郵便取り扱い人に任命された。これが現在の甲府郵便局の前身であった。」

○山梨県政百年史下巻 昭和五〇年 山梨県編 第五章商工 労働 三通信 郵便事業の進展 「本県の郵便事業は、明治五年、甲府に甲府郵便役所が設けられたのが始まりである。」

○山梨郷土史年表 昭和五六六年 山梨郷土研究会編 「明治五年七月甲府郵便局開設」

○甲府の歴史と文化 昭和五六年 甲府市教育委員会 第五近代 二近代化への組立て 「新式郵便路線と杉浦謙 最初の甲府郵便取扱所は、甲府柳町二二番地の飛脚問屋加藤源六郎所有の建物が当てられ、初代郵便取扱人にも七月一日から加藤源六郎が任命された。この郵便取扱所はのちの甲府郵便役所となる前身であるが：(略) 同誌年表 明治四年十二月

横浜—吉原—甲府間の新式郵便路線実験的実施、明治五年七月一日 新式郵便甲府—東京間正式開通、柳町二二番地に甲府郵便取扱所設置」